

医事法

15. 特別な配慮を必要とする患者

7階第5研究室

江原朗

(第12章参照)

(1) 未成年者

- 親権：満20歳未満は、婚姻時を除いて親権に服する
- インフォームドコンセント：未成年であっても治療行為の決定にあたって患者自身の自己決定権に配慮すべき（遺言は15歳以上で可能）
- 未成年者と親権者との意見の相違
 - －人工妊娠中絶、輸血（エホバの証人）

未成年者自身の同意の有効性

- 未成年が治療の危険や結果、疾患の内容について十分に理解できないと思われるとき
 - 未成年者の同意や拒否は法的に考慮されず
 - 親の意見が決定的

親権者の意見の相違

- 一方の同意さえあれば法律上の問題は起きないかもしれないが
- 子供の最善の利益を基本としてどちらかが同意する処置を選択すべき

親権の濫用とその停止

- 親が親権を濫用、著しく不行跡
 - 家庭裁判所が親権の喪失を宣言
 - 請求者：子の親族、検察官（児童相談所も）
- 医療現場における問題
 - 必要な治療の拒否
 - 児童相談所に親権喪失の申立

(2) 高齢者

- 個人により加齢の影響は大きな違いがある。
- 一定年齢以上であれば、ただちに同意の有効性等に問題があるわけではない。

高齢者の医療における問題点

- インフォームド・コンセントの問題
 - 自分で自分の治療方針を決定する発想に乏しい
- 治療方針の決定
 - 積極的な治療を求めるか、症状を緩和する治療を求めるか。

(3) 精神疾患を有する患者

- 精神疾患のスタンス
 - 病識がない場合がある
 - 患者保護のために、同意にかかわりなく治療もある
- 後見・保佐・補助
 - 事理の弁識する能力が欠如したり著しく不十分な場合

後見・保佐・補助

| | 後見 | 保佐 | 補助 |
|---------------------|--|------------------------------------|------------------------------------|
| 対象となる方(本人) | 判断能力が 全くない方 | 判断能力が 特に不十分な方 | 判断能力が 不十分な方 |
| 申立てが出来る人 | 本人、配偶者、親や子、孫など直系の親族をはじめ、兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、いとこ、配偶者の親・子・兄弟姉妹等 | | |
| 申立てについての の本人の同意 | 不要 | 不要 | 必要 |
| 医師による 精神鑑定 | 原則として必要 | 必要 | 原則として不要 |
| 成年後見人等に与えら れる代理権 | 財産に関する すべての法律行為 | 申立ての範囲内で裁 判所が定める行為 (本人の同意必要) | 申立ての範囲内で裁判 所が定める行為 (本人の同意必要) |

精神保健指定医

- 精神保健福祉法による
- 職務
 - 精神障害者の入院の要否
 - 入院継続の必要性の要否
 - 行動制限等の判定

精神病院への入院

- 措置入院：
 - 入院させなければ、自身を傷つけ、または他人を害するおそれがある場合に入院
 - (2名の精神保健指定医の診察が一致)
- 任意入院：
 - 本人に説明をして、同意を得る入院
- 医療保護入院：
 - 医療及び保護のために入院を要すると精神保健指定医によって診断された場合、本人の同意がなくても、保護者または扶養義務者の同意で入院

触法精神病患者

- 心神喪失等を利用して不起訴、無罪、刑の減刑となった患者
 - 検察官が地裁に医療を受けさせることの決定を求める申立
 - 審判：裁判官と精神保健審判員1人ずつ合議体で通院か入院かで決定